

# 情報公開規程

有限会社まごのて

(目的)

第1条 この規程は、有限会社まごので（以下「会社」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この会社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(会社の責務)

第2条 会社は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 会社の情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 会社は、情報公開の対象に応じて、公告、公表、資料の事務所への備え置き並びにインターネットを利用する方法により情報公開を行なうものとする。

(公開する資料)

第5条 公開する資料は次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 決算報告書
- (3) 株主総会議事録

2 前項の資料のうち、定款及び必要と認める資料は、インターネットにより公開する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は社長の決裁にて行う。

附則

本規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。